

広島市障害福祉サービス等情報公表制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づく指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、情報公表対象サービス等情報及び情報公表対象支援等情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の受理、調査及び情報の公表等の事務を効率的かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準日)

第2条 この要領で定める基準日は、毎年4月1日とする。

(実施期間)

第3条 障害福祉サービス等情報の受理、調査及び情報の公表等の事務の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第4条 障害福祉サービス等情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(報告の対象となる事業者)

第5条 報告の対象となる事業者は、基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者とする。

ただし、災害その他市長に対し障害福祉サービス等情報の報告を行うことができないことにつき正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

2 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業

者の指定を受けたときに報告の対象とする。

(障害福祉サービス等情報の具体的内容)

第6条 障害福祉サービス等情報の具体的内容は、別添1基本情報及び別添2運営情報に掲げるとおりとする。

ただし、基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報に限る。

(報告の方法)

第7条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を通じて、市長へ障害福祉サービス等情報を報告するものとする。

ただし、情報公表システムを通じて報告することができないやむを得ない事情があると認められる場合は、文書等により報告することができるものとする。

(報告の開始)

第8条 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者の報告開始日は、毎年5月1日とする。

2 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者の報告開始日は、事業者の指定を受けた日とする。

(報告の期限)

第9条 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者の報告期限は、毎年7月31日とする。

2 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者の報告期限は、事業者の指定を受けた日から1か月以内とする。

(公表の時期)

第10条 市長は、報告を受けた障害福祉サービス等情報を確認の上、報告後2か月以内に情報公表システムにより公表するものとする。

ただし、基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者から報告を受けた障害福祉サービス等情報については、報告後1か月以内に公表するものとする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第11条 事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスの修正又は変更があった場合、情報公表システムを通じて市長へ報告するものとする。

(命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第12条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス

等情報について、市長の指示により、調査又は公表するものとする。

(苦情等の対応)

第 13 条 公表されている情報に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は、広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課とする。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。